

平成23年度 職業訓練指導員講習 (48時間講習)実施要領

1. 目 的

この講習は、職業能力開発促進法施行規則に基づいた「厚生労働大臣が指定する講習実施要領」により、職業訓練指導員として必要な「指導方法」等に関する能力を付与することを目的とします。

2. 受 講 資 格

希望する職業訓練指導員の免許職種について、次のいずれかの資格のある方

- (1) 職業能力開発促進法に規定する1級又は単一等級の技能検定合格者（別表のNo.1）
（ただし、指導員免許科に該当があるものとなります。1級・単一等級技能検定合格者でも、対応する職業訓練指導員免許科がない職種は受講できません。また、単一等級技能検定合格者でも、「電子回路接続」・「バルコニー施工」については受講資格がありません。）

- (2) 別表のNo.2～11に該当する方

なお、次の方は、たとえ受講後修了証書の交付を受けても、職業訓練指導員免許は交付されません。(法第28条第5項)

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられた者
- ③職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

3. 申 込 先 ・ 実 施 期 間 ・ 実 施 場 所 お よ び 申 込 期 間

申込先および実施場所	実施日および時間	申込期間および時間
滋賀県職業能力開発協会 (大津市南郷五丁目2-14) 電話：077-533-0850	平成23年 6月21日～6月28日 (土・日を除く) 9:00～17:30	平成23年 5月9日～5月30日 (土・日を除く) 9:00～16:30

4. 受 講 料

21,000円（テキスト代を含む）
(申込書と同時に納入願います。持参または現金書留でお願い致します。)

※受講料は、受講資格が無い場合および講習会を実施しない場合を除き、返還いたしませんのでご承知おき願います。

5. 定員

50名

※但し、定員を著しく下まわる場合は実施しない場合があります。

6. 講習科目および時間

講習科目	時間数
職業訓練原理	4
教科指導法	16
労働安全衛生	3
訓練生の心理	7
生活指導	6
関係法規	4
事例研究	6
修了確認テスト	2

7. 申込方法

持参または郵送により申し込み下さい。

(下記「10. 職業訓練指導員免許の申請」を必ず参照願います。)

(1) 提出書類

I. 技能検定合格により受講希望される方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 講習受講申込書(指定様式)② 1級又は単一等級の技能検定合格証書の写し (A4版に縮小して下さい) |
|--|

II. 別表No.2～11の資格により受講希望される方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 講習受講申込書(指定様式)② 履歴書(指定様式)③ 次の1), 2)いずれかの書類<ul style="list-style-type: none">1) 職業訓練施設修了者(免許職種に関する訓練科修了)
修了証書の写し(技能照査合格後の実務経験により受講する場合は
技能照査合格証の写し)2) 高校・高専・大学卒業者(免許職種に関する学科卒業)
卒業を証明する書類【卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本)等】
および履修した科目内容を証明する書類【履修証明(原本)等】④ 実務経験を証明する書類(指定様式) |
|--|

※ 指定様式については同封の様式をコピーしてご使用ください。

8. 受講決定通知

受付終了後、受講資格判定について滋賀県と協議を行い、決定通知書を送付致します。

決定通知書の発送は6月7日頃の予定です。

9. 修了証書の交付

講習の全科目(時間)を履修し、確認テストに合格した方には修了証書を交付します。

※遅刻、早退および欠席をされますと、修了とは認められません。

10. 職業訓練指導員免許の申請

修了証書を交付された方は、**知事に交付申請することにより職業訓練指導員免許が交付されます。**

なお、知事への免許申請の際、本講習の受講証明書類として提出頂いた書類の添付が必要となりますので、特に原本が必要となるもの(上記7. 申込方法 II別表資格により受講される方に必要となる③④の証明書原本)についてはあらかじめ2部をご用意願います。(1部は受講用、1部は免許申請用)

11. その他

本件問合せ先：滋賀県職業能力開発協会

能力開発課 奥野・和田

〒520-0865 大津市南郷五丁目 2-14

TEL：077-533-0850 FAX：077-533-3909

E-mail：okuno@shiga-nokaikyo.or.jp